

(第1版 令和4年11月)

ふたば 暮らしのしおり



Futaba Town
 双葉町





平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、全町避難を余儀なくされてからすでに 11 年以上が経過いたしました。

このような中、平成 29 年 9 月に「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、同計画に基づき、特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指し、放射線量の低減、インフラ復旧や生活環境の整備などの取組を進めてまいりました。そして、この度、令和 4 年 8 月 30 日午前 0 時をもって特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。

それに伴いまして、同区域や旧避難指示解除準備区域で居住し、生活を始める皆さまへお役立ていただけるよう「ふたば暮らしのしおり」を作成いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

一方、いまだ多くの町民の皆さまが暮らしていた地域が帰還困難区域として残されておりますので、町としましては引き続き、帰還困難区域全域の除染と帰還へ向けた取組を国に強く要望してまいります。

令和 4 年 11 月
双葉町

注意

このしおりで「双葉町」または「町内」と表記がある場所は、旧特定復興再生拠点区域及び旧避難指示解除準備区域を対象としています。





目 次

1 町内での暮らしについて P. 1~13

(1) 帰町・転入される方の手続き	··· ··· ··· ··· ···	-1-
(2) ペットを飼っている方	··· ··· ··· ··· ···	-1-
(3) 電気の申し込み	··· ··· ··· ··· ···	-2-
(4) 上水道	··· ··· ··· ··· ···	-2-
(5) 井戸水の使用について	··· ··· ··· ··· ···	-3-
(6) 下水道	··· ··· ··· ··· ···	-3-
(7) 合併浄化槽	··· ··· ··· ··· ···	-4-
(8) ガス	··· ··· ··· ··· ···	-4-
(9) ごみ	··· ··· ··· ··· ···	-5-
(10) テレビ・電話・インターネット	··· ··· ··· ··· ···	-9-
(11) ガソリン・灯油	··· ··· ··· ··· ···	-9-
(12) 災害が発生した時	··· ··· ··· ··· ···	-10-
(13) 医療・救急	··· ··· ··· ··· ···	-10-
(14) 被災家屋等の解体申請について	··· ··· ··· ··· ···	-12-
(15) イノシシなどの野生動物について	··· ··· ··· ··· ···	-12-
(16) 住宅用火災警報器の設置について	··· ··· ··· ··· ···	-13-

2 放射線に対する不安解消について P. 14~15

(1) 放射線リスクコミュニケーション相談窓口	··· ··· ··· ··· ···	-14-
(2) 個人積算線量計の貸し出し	··· ··· ··· ··· ···	-14-
(3) 食品等の放射性物質検査	··· ··· ··· ··· ···	-15-
(4) 放射線の気がかり調査について	··· ··· ··· ··· ···	-15-

3 住宅関連の補助事業について P. 16~20

(1) 住宅の清掃について	··· ··· ··· ··· ···	-16-
(2) 被災者生活再建支援制度について	··· ··· ··· ··· ···	-17-
(3) 住宅の修繕について	··· ··· ··· ··· ···	-18-
(4) 引越し費用について	··· ··· ··· ··· ···	-19-
(5) 空き家・空き地バンクについて	··· ··· ··· ··· ···	-20-
(6) 駅西住宅について	··· ··· ··· ··· ···	-20-





4 各種機関について

P. 21~25

(1) 警察・消防	·····	-21-
(2) 新聞	·····	-21-
(3) 買い物・飲食施設	·····	-22-
(4) 金融サービス	·····	-23-
(5) 郵便	·····	-23-
(6) 電車	·····	-24-
(7) シャトルバス	·····	-25-

5 各種連絡先

P. 26~27



1 町内での暮らしについて

(1) 帰町・転入される方の手続き

双葉町内に住民登録（住民票）がある方が帰町される場合には、「避難先変更届」または「転居届」の提出が必要です。

また、他の市町村から双葉町内に住民票を移すためには、お住まいであった市町村から発行される「転出証明書」の提出が必要になります。

なお、手続きの際には、本人確認書類（運転免許証等）の提示が必要になります。

詳細は、担当窓口までご相談ください。



【担当窓口】

戸籍税務課 0240-33-0132（受付時間：平日 8:30-17:15）

(2) ペットを飼っている方

犬を飼っている方が町内にお住まいになる際には、「登録事項変更届」が必要です。

また、町内で新たに犬を飼う際にも届け出が必要です。

飼い犬の登録は、居住している市町村に届け出ことになっています。飼い主の住所が双葉町にない場合でも、双葉町内で飼育する場合には双葉町に届け出るようにしてください。

なお、令和4年6月1日以降に、新たにブリーダーやペットショップから購入された犬・猫には、マイクロチップの装着が義務付けられています。

マイクロチップを装着された犬・猫を伴って町内に引っ越ししてこられる場合には、登録事項（住所）の変更の届け出が必要となりますので御留意ください。

詳細は、担当窓口までご相談ください。



【担当窓口】

住民生活課 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）



(3) 電気の申し込み

電気の使用を希望される方は、個別に東北電力等の小売電気事業者にお申し込みください。

なお、電気の使用に当たっては、以下の点に注意してください。

- プラグにごみやほこりがたまっている場合には、コンセントから抜き、乾いた布で拭いてから使用してください。
- 電気製品のコンセントやコードが破損している場合や、雨水が侵入している場合には、漏電火災の危険性がありますので使用しないでください。
- 電気製品は、安定した場所で使用してください。



【お問い合わせ先】※ 参考までに東北電力の連絡先を記載します。

東北電力お客様センター

電話 0120-066-774（受付時間：平日 9:00-17:00）

※停電等の緊急時対応ダイヤル

電話 0120-175-366（受付時間：24 時間）

(4) 上水道



一部地域を除き使用可能です。ご自宅が使用可能な地域であるかどうかは、双葉地方水道企業団へお問い合わせください。

上水道の使用を希望される方は、双葉地方水道企業団に事前立会い日程等を必ずご相談ください。営業時間外及び連絡当日の立ち合いは行いませんのでご了承ください。

双葉地方水道企業団では、水道水の放射性物質検査を毎日実施しており、飲用に適していることを確認しております。

水道料金については、当面の間、使用水量が累積 10 m³以上になったときの検針月ごとに請求いたします。

【お問い合わせ先】

双葉地方水道企業団 総務課営業係

電話 0240-25-5323（受付時間：平日 8:30-17:15）

(5) 井戸水の使用について

長期間未使用的井戸は、井戸と蛇口の間に残っていた水の水質が悪化し、飲み水に適さない場合があります。

水が濁っている場合は、濁りがなくなるまで水を流し続けてください。

水が濁っていない場合も、バケツ1杯分程度は水を流し続けてください。

上記の対応をした後でも、水の濁りや臭い等が気になる場合は、井戸の中にたまつた古い水が排出しきれていない可能性がありますので、さらに時間をかけて古い水を流出してください。

それでも清浄な水にならない場合は、井戸内部が汚れていたり破損したりしている可能性がありますので、井戸内部のお掃除や、点検等をしてください。

また、井戸水を飲料水として利用する場合、年1回の水質検査が推奨されています。井戸の水質に関する相談は、福島県相双保健福祉事務所までお問い合わせください。
※保健所では水質検査を実施しておりません。水質検査をご希望の場合には、民間の水質検査機関等をご利用ください。



【水質に関する相談先】

福島県相双保健福祉事務所 衛生推進課 環境衛生チーム
電話 0244-26-1363（受付時間：平日 8:30-17:15）

(6) 下水道

下水道供用区域内で上水道の使用の申し込みをされた方は、その時点で下水道も使用再開されますので、下水道使用再開に当たっての事前申し込み等は不要です。

使用料については、当面の間、使用水量が累積 10 m³以上になった時の検針月ごとに請求いたします。

※宅内の排水設備等に不具合が生じた場合、使用者ご本人のご負担により修繕を行っていただくことになります。

【担当窓口】

建設課 電話 0240-33-0129（受付時間：平日 8:30-17:15）



(7) 合併浄化槽

合併浄化槽の状態を確認したうえでご使用ください。

合併浄化槽の清掃・し尿の汲み取りを、令和5年8月31日（木）まで各ご家庭1回に限り無料で実施しております。ご希望される方は下記担当窓口までお申し込みください。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、費用の補助制度がありますので、担当窓口までご相談ください

※被災による合併浄化槽の新設も対象となります。

【担当窓口】

建設課 電話 0240-33-0129（受付時間：平日 8:30-17:15）

(8) ガス

町内でLPGガスをご使用される際は、LPGガス設備等の安全確認を行ってください。

使用再開を希望される方は、取引されていた販売店等にお問い合わせください。取引されていた販売店等と連絡が取れない場合には、福島県LPGガス協会相双支部へお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

福島県LPGガス協会 相双支部

電話 0244-22-1141（受付時間：平日 9:00-17:00）

(9) ごみ

～令和4年8月30日に避難指示が解除された区域のごみステーションをご利用の方～

環境省によるごみの収集・運搬を実施していますが、ごみ出しのルールについては双葉地方広域市町村圏組合によるものを準用しています。

「ごみステーションには出せません」(6ページ)と「ごみと資源の分け方・出し方」(7~8ページ)に基づいてごみを分別し、最寄りのごみステーションに出してください。なお、ごみ袋には、透明もしくは半透明の袋(90L以下)をご利用ください。また、ごみの回収については別紙の家庭ごみ収集日カレンダーをご活用ください。

粗大ごみや大型家電、危険物等の回収については、事前に片付けごみサポートセンターまでご相談ください。

※令和5年9月1日（金）からは、双葉地方広域市町村圏組合によるごみの収集・運搬が再開する予定です。「ごみと資源の分け方・出し方」(7~8ページ)について、あらかじめご確認いただき、指定のごみ袋(有料)を使用してごみ出しをしていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

双葉町片付けごみサポートセンター

株式会社新成建設（令和4年度環境省業務受託者）

電話 0120-115-261（受付時間：平日 8:30-17:15）

～令和2年3月4日に避難指示が解除された区域（中野・中浜・両竹）のごみステーションをご利用の方～

双葉地方広域市町村圏組合によるごみの収集・運搬を実施しています。指定のごみ袋(有料)を使用して、ルールを守ってごみ出しをしてください。

詳細のルールについては「ごみと資源の分け方・出し方」(7~8ページ)をご確認ください。

【お問い合わせ先】

双葉地方広域市町村圏組合

電話 0240-22-3333（受付時間：平日 8:30-17:15）

【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

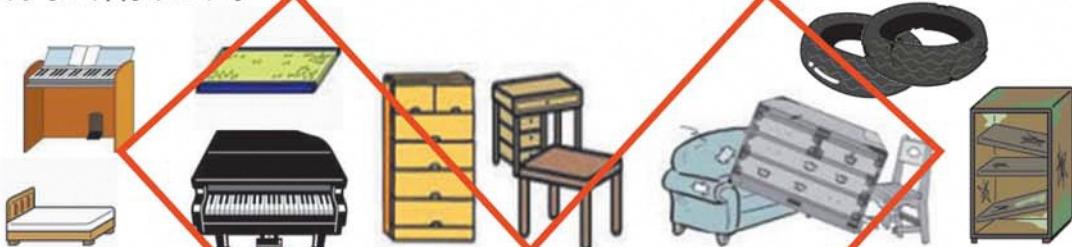


ごみステーションには出せません

[ごみステーション回収対象とならない物]

粗大ごみ及び90ℓ以下の袋に入らないごみ

ピアノ、タンス、本棚、テーブル、机、椅子、ベッド、ソファ、畳、物干し竿、タイヤ、90ℓ以下の袋に入らない片付けごみ等



大型家電

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン



危険物

発火・爆発の危険性があるごみや有害物質が含まれるごみ（ガスボンベ、化学薬品、麻油類、バッテリー、電池、蛍光灯、水銀を含む体温計・血圧計等）



注1：スプレー缶は穴をあけガス等を抜き、金属類として出してください。

その他

自転車、バイク、自動車、農業用機材（農機具、農薬、苗箱等）



ごみステーション回収対象とならない物については、片付けごみサポートセンターにご相談ください。

双葉町片付けごみサポートセンター

<連絡先>

◆株式会社 新成建設（環境省業務受託業者）

フリーダイヤル



0120-115-261

<受付時間>

◆月曜日～金曜日 8:30～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

（※ FAX 0120-115-271 で24時間受け付けております。）

※事業系廃棄物については、片付けごみサポートセンターでは受け付けておりません。

ごみと資源の分け方・出し方

ごみは、収集日の朝8時30分まで
ごみステーションに出してください。
(前日には出さないでください。)

ごみを衛生センターへ直接搬入する場合の注意点

- 搬入日は平日（年末年始は除く）及び指定する月1回の日曜日
または祝日のみです。
- 種類ごとに計量しますので、分別のうえ搬入してください。
- 搬入時間等は、下記のお問い合わせ先にご確認ください。

燃えるごみ

出し方・注意点

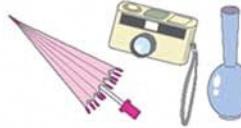
- 燃えるごみ用（赤文字表示）の指定袋またはごみ処理券（新聞・雑誌・段ボール・枝葉専用）を使用してください。
- 資源ごみや燃えないごみが混ざっていないか確認してください。
- 生ごみはできるだけ水分を取ってください。
- 竹串などの危険なものは紙などに包んでください。
- 食用油は、紙や布にしみませるか、固めてください。



燃えないごみ

出し方・注意点

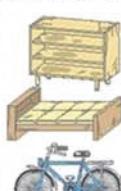
- 燃えないごみ用（黒文字表示）の指定袋を使用してください。
- 資源ごみや燃えるごみが混ざっていないか確認してください。
- 袋に入らない大きさの燃えないごみは、粗大ごみになります。
- 刃物や割れたガラスなどの危険なものは、紙などに包んで中身を明記してください。
- 蛍光灯は、割らないで出してください。（指定袋から出ても可）
- ガスカートリッジ、スプレー缶は、必ず使い切り穴を開けてください。



粗大ごみ

指定ごみ袋に入らない家具等

ごみステーション
(集積所)には出
せません。



一般家庭の量は1
日20枚までです。

〈処理方法〉

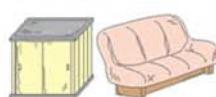
直接衛生センター
に搬入、または下
記の衛生センター
へ収集依頼してく
ださい。

（衛生センターが指定した日時に、
有料にて引き取りに伺います。）

資源 ご み

収集しないごみ

- 引っしごみ
- 事業所から出るごみ
商店、飲食店、事業所等の
事業活動に伴って生じたご
みは、自らの責任において
適正に処理するか、一般廃
棄物収集運搬許可業者にお
問い合わせください。



処理できないごみ

●家電リサイクル6品目



- 該当するもの
テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・
エアコン・洗濯機・衣類乾燥機

出し方・注意点

販売店または専門の処理業
者へお問い合わせください。

●パソコンのリサイクル

該当するもの パソコン
出し方・注意点 パソコンの販売店及び各メーカー
にお問い合わせください。



●その他、処理できないごみ

該当するもの 農業用機材（農機具・農業用ビニール、農業、農業袋、苗箱、ハウスパイプ等）、化学薬品、消火器、ブロック、カわら、石油・廃油類、自動車及びバイク等機材（タイヤ、バッテリー、バンパー等）、建築廃材、医療性廃棄物、神仏具等

出し方・注意点 販売店または処理業者にお問い合わせください。

●ピン類

分け方 飲料・食品が入っていたピン

出し方・注意点

- ピン類用（青文字表示）の指定袋を使用してください。
- ピンの中を軽く水洗いしてください。
- ピンの金属キャップは、カン類にしてください。
- 削っているものは、紙などに包んでください。
- 付着物や油が付いているピン、強化ガラス類は燃えないごみに出してください。



●カン類

分け方 マークの付いている飲料・食品が入っていたカン

出し方・注意点

- カン類（緑文字表示）の指定袋を使用してください。
- カンの中を軽く水洗いしてください。
- カンはつぶさないでください。
- 付着物や油が付いているカンは燃えないごみに出してください。



●古紙類

●紙パック

分け方



●マークの付いて いる内部が白色の紙 パック

●新聞・雑誌・段ボール・紙製容器包装

分け方 溢れていない紙でナイロンや紙以外の物が 付いていない古紙

例

新聞紙、広告用チラシ、書籍、段ボール、紙製の容器や
包装紙、コピー用紙、封筒（ビニール部分
を取り除いたもの）、カレンダー、ノート、
ポスター、はがき、名刺など



出し方・注意点

- 古紙の種類ごとに広げて折りたたみ、ひもで
十字に結んで出してください。
- 新聞・雑誌・段ボールをごみステーションに出す場合は、
燃えるごみの扱いとなり「ごみ処理券」の貼付が必要とな
ります。
- 感熱紙、防水加工紙、ろうひきの段ボール等は燃えるごみ
に出してください。

●プラスチック製容器包装

分け方 マークの付いている商品を包んで いたプラスチック製の容器や包装物

出し方・注意点

- プラスチック製容器包装用（赤文字表示）
の指定袋を使用してください。
- 汚れているものは、軽く水で流すか、紙
などで拭き取ってください。
- 袋の中身は分別しますので、2重に袋に
入れないでください。
- 付着物や油が付いている容器・包装物は燃えるごみに
出してください。



南部衛生センター 双葉郡檜葉町大字上篠岡字山神160-2 TEL(0240)25-4609

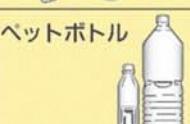
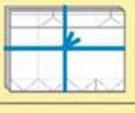
北部衛生センター 双葉郡浪江町大字室原字於喜津4-1 TEL(0240)35-5454

双葉地方広域市町村圏組合 事務局 施設維持課 双葉郡富岡町小浜553-1 TEL(0240)22-3333

※ごみの収集日については、各町村の発行する『ごみカレンダー』で確認してください。※収集日を守って、ステーションをきれいに使いましょう。

2020年3月 発行



区分	該当するもの	収集方法	料金	指定ごみ袋等
資源ごみとして取扱えないもの	燃えるごみ 	資源ごみに分別できないもので燃やすことができるごみです。 例 衣類、音楽など記録媒体（ビデオテープ、CD、DVD、フロッピー、MD類）、硬質プラスチック製品（パケツ、文房具、おもちゃなど）、使い捨てカイロ、革製品（金属類は取り外したもの）、除湿剤、乾燥剤、生ごみ、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）、履物（皮靴、長靴、シューズ、サンダルなど）、リサイクルマークのない紙製品やプラスチック製品、リサイクルマークが付いているもので汚れのひどいものなどです。	大きな袋 1袋500円 (10枚入)	
	燃えるごみ (ごみ処理券) 	リサイクルハウス等や衛生センターへ持込みができる新聞・雑誌・段ボール及び枝葉。 新聞・雑誌：高さは30cm以内とし、紐で十字に結んでください。 段ボール：縦50cm横60cm以内となるように折り畳み、厚さは20cm以内とし、紐で十字に結んでください。 枝葉：1本あたりの枝の長さは50cm、直径は10cm以内。1束の直径は30cm以内とし、崩れないように紐で結んでください。 (枝葉を衛生センターに直接搬入する場合は1本あたりの長さは100cm、直径は10cmまで。1束の直径は30cm以内。)	週2回の指定曜日に収集します。 ごみ処理券 1束300円 (10枚入)	
	燃えないごみ 	資源ごみに分別できないもので、燃やすことができない金属・陶磁器などです。 例 調理器具（フライパン、鍋、やかん、包丁など）、食器（皿、茶碗、コップなど）、小型の家電製品（炊飯器、電気ポット、アイロン、音響機器など）、ガーデニング用品（針金、ノコギリ、スコップ、植木鉢、ドライバーなど）、日用品（鏡、照明器具など）、スプレー缶（穴をあけ、ガス抜きしてください）などです。	大きな袋 1袋500円 (10枚入)	
資源ごみとして取扱うもの	ピン類 	飲料・食品の入っていたピンに限ります。割れているものは紙などで包んでください。 例 酒用のピン（ウイスキーボトル、焼酎、ワインなど）、食品用のピン（ジャム、コーヒー、つくだ煮、酢、醤油、菓子など）などです。	毎月1回指定曜日に収集します。	
	カン類 	飲料・食品の入っていたカンで、リサイクルマークの付いているアルミカンとスチールカンに限ります。 例 ジュース、ビール、菓子や乾物の入っていたカン、ピン等の金属製のキャップなどです。	毎月1回指定曜日に収集します。	
	プラスチック製容器包装 	商品を入れたり、包んでいる容器や包装物でプラスチック容器包装のリサイクルマークの付いているものに限ります。 例 菓子、弁当、インスタント麺の容器や包装袋、生鮮食品の入っているトレイ、ペットボトルなどのキャップやラベル、卵パック、衣類や食品・雑貨品などを入れている袋、調味料や洗剤などのボトルやチューブ、容器の栓やふた、商品の保護や固定のための緩衝材、発泡スチロールなどです。	1袋250円 (10枚入)	
	ペットボトル 	飲料・食品の入っていたリサイクルマークの付いているペットボトルに限ります。 例 ジュース、酒類、調味料などが入っていたペットボトルです。	毎月1回指定曜日に収集します。 (プラスチック製容器包装・ペットボトル・紙パックは同一曜日に収集します)	
	古紙類 紙パック 	内部が白色の紙パックに限ります。 例 牛乳パック、ジュースパックなどです。（内側が銀色のものは燃えるごみ）	無料	
	新聞・雑誌 段ボール 紙製容器包装 	ナイロンなど、紙以外のものが付いていない紙です。 例 新聞紙、広告用チラシ、漫画本、書籍、段ボール、紙製の容器や包装紙（菓子箱、煙草の包装紙、ティッシュ箱、贈答品の箱など）でリサイクルマークの付いているもの、コピー用紙、ポスター、はがき、カタログ、学習用のノート類、名刺、パンフレット、封筒（窓付ビニールは取り除いたもの）、力レンダーなどです。	リサイクルハウス等(町村によって設置の有無や名称は異なります。詳しくは役場へお問い合わせください。)または衛生センターにお持ち込みください。	無料 

※ごみの収集日については、各町村の発行する『ごみカレンダー』で確認してください。※収集日を守って、ステーションをきれいに使いましょう。

2020年3月 発行



(10) テレビ・電話・インターネット



テレビについては、デジサポ福島において、国の事業として、原子力災害被災地域に帰還され、地上デジタルテレビ放送（地デジ）が受信できていない世帯に様々な支援を行っております。地デジが良好に受信できない時には、デジサポ福島にお気軽にご相談ください。

電話・インターネットについては、利用を希望される場合には、NTT東日本等の電気通信事業者へ事前にお申し込みください。

【お問い合わせ先】

○ テレビ

デジサポ福島

電話 0570-007-401（受付時間：平日 9:00-18:00）

※IP電話等を利用の場合は 024-525-8220

○ 電話・インターネット

NTT東日本 相談・お申し込みダイヤル

電話 0120-116-116（受付時間：9:00-17:00）

(11) ガソリン・灯油

町内では、以下のガソリンスタンドで給油が可能です。

店名	住所	電話番号	営業日
コスモ石油双葉伊達屋 SS／（株）伊達屋	長塚字町東 66-1	0240-33-2212	8:00-17:30（平日・祝日） 【店休日】 土曜日・日曜日 ※灯油のお取り扱いはありません
出光 双葉給油所／ 田中合名会社	新山字久保前 35-1	0240-33-2025	7:00-16:30（平日・土曜日） 【店休日】 第2・第4 土曜日 日曜日・祝日 ※灯油は富岡町の給油所から配達いたします



(12) 災害が発生した時

双葉町内で災害が発生した場合や発生する恐れがある場合には、自主的な避難や避難指示などの発令に備えて、その危険から逃れるため双葉町コミュニティーセンター（大字長塚字町西 39-22）を開放します。

いざという時に早めに避難できるよう、あらかじめ場所などを確認しておいてください。



【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

(13) 医療・救急

万が一けがをした時や気分が悪くなった時などは、医療機関にご連絡ください。

なお、受診の際には各医療機関の休診日にご注意ください。

また、双葉地方広域市町村圏組合消防本部では、病院紹介業務も行っておりますので、救急で病院をお探しの場合にはご連絡ください。

【お問い合わせ先】

双葉地方広域市町村圏組合消防本部 通信指令係 電話 0240-25-8561

近隣の医療機関の一覧表については、11 ページの「双葉郡周辺の医療機関マップ」をご覧ください。

なお、令和 5 年 2 月には駅西地区に内科の診療所を開設する予定です。



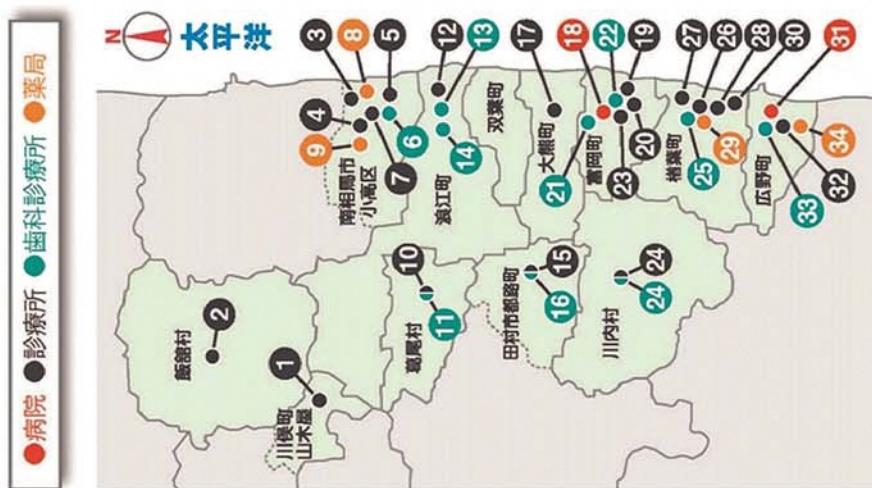
【担当窓口】

健康福祉課 電話 0240-33-0131（受付時間：平日 8:30-17:15）



双葉郡周辺の 医療機関マップ[®]

Medical institution map



町村	番号	医療機関	診療科目	住所	電話番号	診療日・診療時間
川俣町 山木屋	①	山木屋診療所	内科 ※専門分科の方の実績	山木屋字大清水2	024-563-2024	月14:00～16:00、水10:00～12:00
飯綱村	②	いいだてクリニック	総合診療科 ※専門分科の方の実績	伊丹沢字山田380	0244-68-2277	火・木 8:30～12:00
南相馬市 小高区	③	南相馬市立総合病院附属病院	内科・外科	小高区金谷台84 ※宿泊のため、令和3年12月まで一時的に住民登録	0244-44-2025	月～金 8:30～11:30、14:00～16:30
	④	半谷医院	内科・呼吸器科 循環器科・小児科	小高区上町2-50	0244-44-2020	火・水・木・金 9:00～12:00、13:30～17:00
	⑤	もんま整形外科医院	整形外科 ※専門分科の方の実績	小高区大町1-40-1	0244-44-1800	月・火・木 9:00～12:00、13:30～15:00 (予約制)
	⑥	今村歯科・矯正歯科医院	歯科	小高区仲町1-43-6	0244-44-2432	月・火・木・金 1:00～12:00、13:30～17:00 (予約制)
	⑦	今村医院	内科・腎臓内科	小高区仲町1-71	0244-26-5777	月・水・木 9:00～12:00、13:30～17:00 ± 9:00～13:00
	⑧	小高町病院局	—	小高区東町3-1-1	0244-44-6217	月～金 9:00～17:30
	⑨	スマイル薬局小高店	—	小高区上町2-39-1	0244-26-5744	火～金 9:00～17:30、土 9:00～13:00
	⑩	葛尾村診療所	内科・小児科	大字落合字原ノ又6-1	0240-29-2036	水 13:30～17:00
	⑪	葛尾村歯科診療所	歯科	大字落合字原ノ又6-1	0240-29-2110	火～木 9:00～11:30、13:30～17:30
湯江町	⑫	湯江診療所	内科・外科・整形外科 ※専門分科の方の実績	大字湯江字六反田7-2	0240-23-6173	内科・外科：月～金、整形外科：水 (第2・午後のみ) 8:30～11:30、13:30～15:30
	⑬	豊崎歯科医院	歯科	大字湯現當宇南深澤町8-2	0240-23-5633	月～木 9:00～12:00、14:00～18:00 (予約制)
	⑭	山村デンタルクリニック	歯科	大字加倉字下加倉99-3	0240-23-4108	月・火・水・木 13:00～19:00、± 9:00～13:00 (隔週)
田村市	⑮	都路診療所	内科 ※専門分科の方の実績	都路町古道字寺下50	0247-75-2003	月・火・水・木 9:00～12:00、14:30～17:00 (月～9月) 水曜午前休診、火曜日午後休診
都路町	⑯	都路歯科診療所	歯科	都路町古道字寺下50	0247-75-2208	月～金 9:00～12:00、13:30～17:00
	⑰	大糸町診療所	内科 (総合診療科)	大川原字柳平1920-1	0240-23-7170	火 8:45～11:30
富岡町	⑱	福島県ふたば医療センター 附属病院	救急科・内科 ※専門分科の方の実績	大字本郷字王塚817-1	0240-23-5090	救急については、24時間365日対応
	⑲	(医)鎌会とみおか診療所	内科・外科・精神科 ※専門分科の方の実績	大字小浜字中央374-1	0240-22-6522	火 (午前のみ)・水・土 9:00-12:30、13:30-16:30 精神科：土 (第2・4・5)
	⑳	喜多方中央医院	内科・小児科・外科・精神科	中央1丁目110	0240-22-6560	月～木 8:30～12:00、13:00～17:30
	㉑	穴田歯科医院	歯科	夜の森南3-54	0240-22-3522	月～木・金 (午前のみ) 9:00～12:00、14:00～17:00
	㉒	さくら歯科医院	歯科	大字本郷字闘ノ前197-7	0240-23-6479	火 9:30～13:00、14:00～17:00
	㉓	さいとう眼科	眼科 ※専門分科の方の実績	本町二丁目5-3～2	0240-21-0123	月～木 9:00～12:00、14:00～17:30 ※本院は眼科専門医監修で運営
川内村	㉔	川内村国民健康保険診療所	内科・心臓内科・整形外科・歯科	大字下川内字坂内133-5	0240-38-2009	月～金 8:30～11:00、13:00～16:00
猪苗町	㉕	猪生歯科医院	歯科	大字北田字中端289-3	0240-25-2061	火～金 9:30～11:30、14:00～16:00 (予約制)
	㉖	ふたば医療センター猪苗町	内科	大字北田字中端289-1	0240-23-6500	内科：日～金 精神科：月、水 (午前のみ) ± 16:00 ※本院は精神科専門医監修で運営
	㉗	鈴木歯科診療所	精神科	大字下蘇岡字那翁1-11	0240-23-7763	火～金 9:00～11:30、13:00～16:00
	㉘	ときクリニック	精神科	大字下小鳩字佐野3-9	0240-25-1222	火～金 9:00～12:00、13:30～16:00
	㉙	ならは病院	—	大字北田字中端289-4	0240-23-7183	月～金 8:30～12:30 (第2・4のみ)
	㉚	JFAメディカルセンター	整形外科・リハビリーション科	大字山田岡美シ森8番1号	0240-23-1557	月・木金10:00～14:00、15:30～17:00
広野町	㉛	高野病院	内科・精神科・脳神経科 老年内科・精神科 リハビリーション科	大字下北泊字東町214	0240-27-2901	月～金 9:00～12:00 (受付11:00まで)
	㉜	馬場医院	内科・小児科・精神科 精神科 精神疾患専門医監修	大字下境川字広長100-6	0240-27-2231	月～土 8:00～12:00、14:00～18:00 (土曜日は 8:00～12:00)
	㉝	新豊穂歯科医院	歯科	大字下北泊字御原61	0240-27-4020	木・金 9:30～12:30、13:30～18:00
	㉞	広野警察署	—	大字下境川字広長100-5	0240-27-2265	月～金 8:30～18:00、土 8:30～12:00

*診療科目・診療日については、変更となる場合があります。事前に各医療機関のHPまたは、お電話にてご確認ください。また、祝祭日等に受診する場合も同様にご確認ください。

(2021年10月1日時点)

※本マップは掲載した医療機関の位置をイメージ化したもののです。また、地図の位置や縮尺はおおよその目安となるものです。

(14) 被災家屋等の解体申請について

令和4年8月30日で避難指示が解除された区域及びそれに隣接する土地にある被災家屋等の解体申請を、令和5年8月31日(木)まで受け付けます。希望される場合は、以下の窓口までお問い合わせください。

なお、令和5年9月1日(金)以降に当該区域におけるご自宅の解体を申請する場合には、解体に伴う費用は各自でご負担いただくことになりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

解体申請受付窓口 双葉町役場いわき支所1階
高島テクノロジーセンター（環境省業務受託者）
電話 0120-773-275（受付時間：平日 8:30-17:15）

(15) イノシシなどの野生動物について

住宅地周辺において、イノシシなどの野生動物を見かけた際は、威嚇したり、驚かせたりなど、不用意な刺激を与えるようなことは決してしないでください。

イノシシなどに遭遇した場合には、ゆっくりと後退し、静かにその場から立ち去ってください。立ち去ることが難しい場合には、安全な場所でイノシシなどが立ち去るまでやり過ごしてください。

また、イノシシなどの痕跡を発見した場合や遭遇した場合には、警察や担当窓口までご連絡ください。

なお、イノシシを近くに呼び寄せないためにも、エサを与えたり、エサになるものを屋外に出したままにしたりしないように注意してください。特に、ごみ収集日の前夜から集積所にごみを出さないようにするなどの取組により被害を抑制できる場合もあります。



【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

※身の危険を感じたら 110 番、又は、双葉警察署浪江分庁舎（0240-34-2141）へ



(16) 住宅用火災警報器の設置について

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙などを感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らさせてくれる機器です。

東日本大震災以降の平成23年6月1日からは、既存住宅への設置も義務化されておりますので、居住を再開された町内のご自宅が未設置の場合には設置をお願いいたします。

設置場所については、寝室及び階段上部への設置が原則義務とされており、それ以外にも、台所等火災発生の可能性が高い場所への設置が推奨されています。



【お問い合わせ先】

浪江消防署 電話 0240-34-7360



2 放射線に対する不安解消について

(1) 放射線リスクコミュニケーション相談窓口

町では、長崎大学と連携し、福島医大の協力を得て、放射線リスクコミュニケーション相談窓口を開設しています。

「身の回りの放射線量が心配」等の疑問やお悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

※現在コロナ禍ですので、まずは双葉町健康福祉課までご連絡ください。



【担当窓口】

健康福祉課 電話 0240-33-0131（受付時間：平日 8:30-17:15）

(2) 個人積算線量計の貸し出し

町内での生活における外部被ばく線量をご自身で把握することができるよう個人積算線量計を貸し出しています。

※貸し出しする個人積算線量計はDシャトルを想定しています。

また、屋内や敷地周辺などの放射線量を測定したい方は、双葉町住民生活課までご相談ください。



【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）



(3) 食品等の放射性物質検査

ご希望に応じ、自家消費野菜等の放射性物質の簡易検査を行います。

なお、検査には事前申し込みが必要ですので、検査をご希望の場合には担当窓口までご連絡ください。

■ 検査実施場所 双葉町役場（本庁舎）、いわき支所、郡山支所

■ 検査実施時間 平日午前9時から午後5時まで

※受付は午後4時まで

■ 検査対象品目

(1) 双葉町の避難指示解除区域（旧特定復興再生拠点区域及び旧避難指示解除区域）及び避難先の家庭菜園で栽培された自家消費用の野菜

(2) 飲料水（水道水、販売されているものを除く）

※出荷・摂取制限を受けている食品は調査対象外です。

【担当窓口】

農業振興課 電話 0240-33-0128（受付時間：平日 8:30-17:15）

(4) 放射線の気がかり調査について

除染が実施された土地などからの放射線が気になる方は、線量測定を行いますので、希望される場合は以下の窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

環境省 福島地方環境事務所 県中・県南支所富岡分室

電話 0240-23-7780（受付時間：平日 8:30-17:15）



3 住宅関連の補助事業について

(1) 住宅の清掃について

町では、長期間にわたり維持管理ができず、汚損等の被害が生じた避難指示解除区域に所在する住宅の清掃に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金（住宅清掃費補助金）を交付しております。

補助を希望される場合には、必要書類を添付のうえ、担当窓口まで申請してください。

1 補助対象者

- ・平成23年3月11日に双葉町内に居住していた方で、居住していた住宅を清掃業者に依頼して清掃し、再び当該住宅に居住しようとする方
- ・町税等の滞納がない方

2 対象となる住宅

避難指示が解除された区域に所在する住宅

※公営住宅、民間等の賃貸住宅及び解体予定の住宅は対象外です。

3 補助対象経費

清掃業者に依頼して行う清掃に係る費用

※クロスの張替え等修繕に該当する費用は対象外です。

※清掃用具を購入し、自ら行う清掃は対象外です。

※清掃と同時に実施した改修、修繕、補修等がある場合は、清掃に係る分に限り補助対象経費とします。



4 補助対象額

上限 30万円（千円未満切捨て）

※補助金の交付は1住宅1回限りとなります。

【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

(2) 被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。

申請する場合には、担当窓口までお問い合わせください。

※以下は双葉町での東日本大震災で災した住宅向けの内容です。

1 対象世帯

- ・住宅が自然災害により「全壊」または「大規模半壊」した世帯
- ・住宅が自然災害により「半壊し、やむを得ず解体を行った」世帯

※全壊、大規模半壊、半壊は、り災証明書の被害判定により確認しますので、事前に戸籍税務課の家屋被害認定調査を受ける必要があります。

2 支援金の支給額

基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度		全壊	半壊解体	大規模半壊
支給金額	複数世帯	100万円	100万円	50万円
	単数世帯	75万円	75万円	37.5万円

加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借
支給金額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

3 支援金の申請手続き

申請窓口：いわき支所 住民生活課

申請に必要な書類

- (1) 基礎支援金①被災者生活再建支援金支給申請書②り災証明書
③解体証明書交付申請書④住民票⑤預金通帳の写し
- (2) 加算支援金 再建に係る契約書の写し

4 申請期間 令和5年4月10日まで

【担当窓口】

いわき支所 住民生活課 電話 0246-84-5200 (受付時間：平日 8:30-17:15)

(3) 住宅の修繕について

町では、東日本大震災により損壊の被害を受けた避難指示解除区域に所在する住宅の修繕に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金（住宅再建費補助金）を交付します。

なお、被災者生活再建支援金を支給されている方は、本補助金の支給対象外となりますので、対象となるかどうか不明の場合には事前にご相談ください。

1 補助対象者

- ・平成23年3月11日に双葉町内に居住していた方で、居住していた住宅を再建し、再び当該住宅に居住しようとする方
- ・町税等の滞納がない方
- ・**被災者生活再建支援金を支給されていない方**

2 補助対象住宅

避難指示が解除された区域に所在する住宅

3 補助対象経費

再建業者に依頼して行う住宅の再建工事に係る費用

※新築・増築等に該当する費用は対象外です。

※道具を購入し、自ら行う修繕（DIY）等は対象外です。

※再建と同時に実施した新築、増築、改築、新規設備の購入等がある場合は、再建に係る分に限り補助対象経費とします。



4 補助対象額

再建に係る経費の1/2（上限100万円（千円未満切捨て））

※住宅清掃費補助金を受給している場合は上限額から差し引かせていただきます。

【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

(4) 引越し費用について

東日本大震災時、町内に居住していた方が、避難先住宅等から町内のご自宅等に引っ越しされた場合の費用に対し補助金（ふるさと帰還等支援事業補助金）を交付いたします。

※町外間での引っ越しや、二地域居住の方は対象外です。

※避難先住宅等とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、福島県又は福島県からの事務の委任を受けた市町村もしくは応援要請を受けた他の都道府県が応急仮設住宅として供与する建設型仮設住宅、借上げ住宅（雇用促進住宅、UR 賃貸住宅を含む）、公営住宅、公務員宿舎等のみなし仮設住宅、その他同法によらず自治体の支援により無償提供される公営住宅等及び双葉町外に建設、購入または賃借している住宅をいいます。

※自宅等とは、平成 23 年 3 月 11 日時点において現に居住していた双葉町内の住宅、双葉町内への移転に伴い新たに建設、購入又は賃借する住宅、災害公営住宅等をいいます。

1 補助対象者

- ・平成 23 年 3 月 11 日時点で双葉町内に居住していた方
- ・令和 7 年 3 月 31 日までに避難先住宅等から町内の自宅等への移転が完了している方
- ・他の事業による移転費用の補助を受けていない方
- ・応急仮設住宅等で不適切な入居が認められない方
- ・町税等の滞納がない方

2 補助対象経費

- ・家財道具の運搬のため引越し業者又は作業を依頼した者等に支払った費用、利用した車両等の賃借料、利用した車両の燃料費、購入した消耗品費
- ・移転先までの移動にかかる交通費、燃料代
- ・不要となった家財道具の処分にかかる手数料
- ・電話の移転手続きにかかる費用

3 補助金額

避難先住宅等所在地	補助金額	
	複数世帯	単身世帯
県内	100,000 円	80,000 円
県外	150,000 円	100,000 円

備考（1）避難先住宅等所在地は、町内のご自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等の所在地をいいます。

（2）複数世帯と単身世帯の区別は、町内のご自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等から町内のご自宅等への移転が完了した人数によるものとします。

【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）



(5) 空き家・空き地バンクについて

町内への居住を希望する方々に住居や宅地等を利活用していただくため、空き家・空き地バンクを設置しております。

所有している空き家・空き地の利活用を検討中の方、双葉町内への居住を検討されている方は、一般社団法人ふたばプロジェクトまでご相談ください。

【お問い合わせ先】

一般社団法人ふたばプロジェクト

電話 0246-84-9040（受付時間：平日 9:00-17:15）

空き家・空き地バンク専用

電話 090-1404-3362（受付時間：平日 9:00-17:15）

空き家・空き地バンク

<https://futaba-pj.or.jp/landbank/>

【担当窓口】

復興推進課 電話 0240-33-0127（受付時間：平日 8:30-17:15）

(6) 駅西住宅について

町に帰還される方や、町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備を進めております。

入居をご検討している場合には、担当窓口までお問い合わせください。



【担当窓口】

総務課 電話 0240-33-0124（受付時間：平日 8:30-17:15）



4 各種機関について

(1) 警察・消防

双葉警察署及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部では、町内を 24 時間巡回しています。

なお、令和 4 年 8 月 30 日の避難指示解除に伴い、双葉警察署浪江分庁舎の双葉駐在所が再開しています。

※ 犯罪等の場合 ※ ⇒ 110番へ

※火災・救急の場合※ ⇒ 119番へ

(2) 新聞

令和 4 年 9 月 1 日から、町内における新聞配達を再開しております。

購読を希望される場合には、購読申込書を双葉町役場にお持ちいただきか、各新聞販売店に FAX してください。なお、お電話での申し込みは受け付けておりませんのでご了承ください。



【担当窓口】

住民生活課 電話 0240-33-0126（受付時間：平日 8:30-17:15）

【購読申込先】

- 鈴木新聞舗（朝日、読売、福島民友）
FAX 番号 0240-34-4510
- 浪江新聞販売センター（毎日、日経、産経、河北、福島民報）
FAX 番号 0240-32-0132



(3) 買い物・飲食施設

買い物は、双葉町内又は近隣町の各店舗（伊藤物産やイオン浪江店等）をご利用いただけます。

なお、令和4年5月31日に「特定復興再生拠点区域等における水素燃料電池自動車を活用した移動販売事業に関する基本協定」を締結し、令和4年6月13日より、イオン浪江店による移動販売を実施しております。

【移動販売運行ルート（～令和5年3月31日）】

	10：15～11：15	11：30～12：30	13：30～14：30	14：45～15：45
月	【双葉町】 双葉町産業交流センター前	【双葉町】 JR双葉駅東口	【浪江町】 莉宿カントリーエ レベーター	【浪江町】 -立野中島公民館 -立野南広谷地 197-2
火	【浪江町】 請戸町営住宅内	【双葉町】 JR双葉駅東口		
水		【双葉町】 JR双葉駅東口	【浪江町】 旧浪江中学校西側	【浪江町】 中上ノ原町営住宅
木	【浪江町】 旧高瀬消防屯所	【双葉町】 JR双葉駅東口		
金	【双葉町】 双葉町産業交流センター前	【双葉町】 JR双葉駅東口	【浪江町】 棚塙産業団地緑地公 園（産業団地入口）	【浪江町】 幾世橋町営住宅集 会所

また、双葉町産業交流センター内に、4店舗の食事処と1店舗の土産物店が営業しております。

【産業交流センター内店舗】

業種	店名	営業時間	定休日	電話番号
食事処	せんだん亭	10:30～15:00	不定休	0240-23-5051
食事処	ペンギン	10:00～16:00	日曜日 第2・4 土曜日 第1・3・5 木曜日	090-7444-9850
食事処	ふたばのおらほや	10:30～14:00	不定休	-
食事処	レストランエフ	11:30～16:00	火・水曜日	0240-25-8333
土産物店	サンプラザふたば	10:00～17:30	火曜日	0240-23-5343

(4) 金融サービス

近隣市町村の各金融機関をご利用ください。

店名	住所	電話番号
東邦銀行 双葉支店	浪江町大字幾世橋字芋頭 27-1 (浪江支店内)	0240-34-2166
あぶくま信用金庫 双葉支店	富岡町中央 1-33 (富岡支店内)	0240-22-3161
あぶくま信用金庫 浪江支店	浪江町大字権現堂字新町 33	0240-35-2171
J A 福島さくら 双葉支店	いわき市平谷川瀬 3-19-4	0246-22-8883
J A 福島さくら 浪江支店	浪江町大字権現堂字下続町 18-3	0240-34-2121

※上記のほか、浪江郵便局等も営業を再開しています。

※近隣市町村にATMが設置されているコンビニエンスストア等があります。

(5) 郵便

避難指示解除区域については、浪江郵便局が郵便物の配達を再開しております。

郵便ポストは、産業交流センター南側に設置してありますので、ご利用ください。

なお、町内で郵便を受け取りたい場合には、最寄りの郵便局の窓口に「転居届」の提出をお願いいたします。

また、「転居届」を提出いただいた場合、「現在の避難先」へ郵便物が配達されなくなりますので、ご注意ください。

さらに、「転居届」を提出いただいた後、ご自宅で郵便物の受け取りができず、郵便局の窓口で受け取りをすることになった場合、双葉町の住所に更新された身分証明書を提示する必要がありますのでご注意ください。

配達に関するお問い合わせについては、浪江郵便局ではなく、下記の原町郵便局 双葉町担当へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

原町郵便局 双葉町担当

電話 0570-943-438 (受付時間：平日 8:30-17:15)



(6) 電車

【下り】※主要駅のみ掲載

いわき	富岡	双葉	浪江	小高	原ノ町	相馬	仙台
5:23	6:02	6:17	6:21	6:30	6:40	-	-
6:09	6:51	7:05	7:10	7:20	7:30	-	-
7:11	7:50	8:05	8:10	8:18	8:29	-	-
7:51	8:30	8:44	8:48	8:57	9:08	-	-
9:22	10:04	10:20	10:24	10:33	10:44	-	-
10:25	10:57	11:10	11:14	-	11:32	11:48	12:29
12:14	12:57	13:12	13:17	13:27	13:37	-	-
15:15	15:47	16:00	16:04	-	16:20	16:36	17:25
15:19	15:58	16:15	16:19	16:27	16:38	-	-
16:51	17:29	17:49	17:53	18:02	18:12	-	-
17:47	18:29	18:44	18:48	18:59	19:16	-	-
18:11	18:49	19:02	19:06	-	19:23	19:39	20:28
19:25	20:04	20:18	20:22	20:31	20:42	-	-
20:19	21:00	21:15	21:19	21:28	21:38	-	-

※仙台行きは特急ひたち（始点 品川 終点 仙台）

【上り】※主要駅のみ掲載

原ノ町	浪江	双葉	大野	富岡	広野	いわき	東京
5:33	5:52	5:56	6:01	6:11	6:29	6:55	-
6:10	6:31	6:36	6:40	6:50	7:07	7:32	-
6:53	7:11	7:16	7:20	7:30	7:47	8:12	-
7:52	8:10	8:15	8:19	8:29	8:46	9:09	-
9:15	9:33	9:38	9:42	9:52	10:10	10:34	-
11:08	11:25	11:30	11:35	11:44	11:58	12:16	14:42
11:59	12:18	12:22	12:27	12:36	12:53	13:16	-
14:08	14:27	14:31	14:36	14:46	15:04	15:29	-
16:27	16:46	16:51	16:56	17:05	17:22	17:45	-
17:09	17:25	17:29	17:34	17:42	17:57	18:15	20:43
17:29	17:54	17:58	18:03	18:12	18:34	18:58	-
18:37	19:08	19:13	19:18	19:29	19:51	20:24	-
19:06	19:24	19:28	19:33	19:41	19:56	20:14	22:43
20:22	20:41	20:45	20:50	21:00	21:18	21:43	-

※東京行きは特急ひたち（始点 仙台 終点 品川）



(7) シャトルバス

町では、令和2年10月より、「JR双葉駅（東口） ⇄ 伝承館・産業交流センター」間でシャトルバスを運行しております。

※赤字は土休日運休、青字は平日運休

往 路		復 路	
双葉駅前 発	産業交流センター着	産業交流センター発	双葉駅前 着
7:12	7:18	7:50	7:56
7:25	7:31	9:25	9:31
7:35	7:41	10:50	10:56
8:10	8:16	12:00	12:06
8:20	8:26	12:50	12:56
8:35	8:41	14:10	14:16
8:52	8:58	15:40	15:46
9:50	9:56	16:35	16:41
10:32	10:38	17:10	17:16
11:20	11:26	17:37	17:43
11:40	11:46	18:30	18:36
12:30	12:36	18:50	18:56
13:18	13:24	20:05	20:11
14:40	14:46	20:34	20:40
16:20	16:26		
18:05	18:11		
19:35	19:41		

※時刻表は令和4年4月1日時点のものです。



【担当窓口】

復興推進課 電話 0240-33-0127 (受付時間：平日 8:30-17:15)



5 各種連絡先

【役場関係】受付時間 平日 8：30～17：15（年末年始を除く）

課名	電話番号
総務課	0240-33-0124
秘書広報課	0240-33-0125
住民生活課	0240-33-0126
復興推進課	0240-33-0127
農業振興課	0240-33-0128
建設課	0240-33-0129
健康福祉課	0240-33-0131
戸籍税務課	0240-33-0132
出納室	0240-33-0133
教育総務課	0246-84-5210
生涯学習課	0240-33-0206
議会事務局	0240-33-0309
いわき支所	0246-84-5200
郡山支所	024-973-8090
埼玉支所	0480-53-7780
つくば連絡所	029-854-7511 (月・火・水曜日の 9：00～17：00 のみ)
南相馬連絡所	0244-32-1275

【各種機関】

連絡先	電話番号
双葉警察署	0240-22-2121 (24時間)
双葉警察署 浪江分庁舎	0240-34-2141 (24時間)
双葉地方広域市町村圏組合 消防本部 通信指令係	0240-25-8561 (24時間)
双葉地方広域市町村圏組合 浪江消防署	0240-34-4111 (24時間)
東北電力お客様センター	0120-066-774 (平日 9:00~17:00) ※停電等の緊急時対応ダイヤル 0120-175-366 (24時間)
双葉地方水道企業団 総務課営業係	0240-25-5323 (平日 8:30~17:15)
福島県相双保健福祉事務所 衛生推進課 環境衛生チーム	0244-26-1363 (平日 8:30~17:15)
福島県 L P ガス協会 相双支部	0244-22-1141 (平日 9:00~17:00)
双葉町片付けごみサポートセンター 株式会社新成建設 (令和4年度環境省業務受託者)	0120-115-261 (平日 8:30~17:15)
双葉地方広域市町村圏組合	0240-22-3333 (平日 8:30~17:15)
デジサポ福島	0570-007-401 (平日 9:00~18:00) ※ I P 電話等を利用の場合 024-525-8220
NTT東日本 相談・申し込みダイヤル	0120-116-116 (9:00~17:00)
解体申請受付窓口 双葉町役場いわき支所 1階 高島テクノロジーセンター (環境省業務受託者)	0120-773-275 (平日 8:30~17:15)
環境省 福島地方環境事務所 県中・県南支所富岡分室	0240-23-7780 (平日 8:30~17:15)
一般社団法人ふたばプロジェクト	0246-84-9040 (平日 9:00~17:15)
空き家・空き地バンク	090-1404-3362 (平日 9:00~17:15)
原町郵便局 双葉町担当	0570-943-438 (平日 8:30~17:15)





双葉町。
ずっと、ふるやと。